

教育委員会臨時会議事日程

令和4年9月16日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
今後の中学校給食の在り方の方向性について
教育DXの中心となる「新たな教育センター」の事業予定者の決定について
部活動の地域移行に関するプロジェクトチームの設置について
- 3 審議案件
教委第30号議案 教職員の人事について
- 4 その他

令和4年9月16日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 9/6 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 9/8 本会議（第2日）一般質問
- 9/13 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 9/12 子どもアドベンチャーカレッジ2022 公開事業報告会

（2）報告事項

- 今後の中学校給食の在り方の方向性について
- 教育DXの中心となる「新たな教育センター」の事業予定者の決定について
- 部活動の地域移行に関するプロジェクトチームの設置について

3 その他

今後の中学校給食の在り方の方向性について

1 今後の中学校給食の方向性について

横浜市中期計画 2022-2025(素案)

政策5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

学校給食法の趣旨を踏まえ、デリバリー方式によりすべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します。

主な施策 すべての生徒が満足できる中学校給食の実現

- ・中学校給食の利用を原則とし(アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可)、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。
- ・地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。

施策指標 中学校給食の供給体制

直近所状況：最大40% (令和4年度)

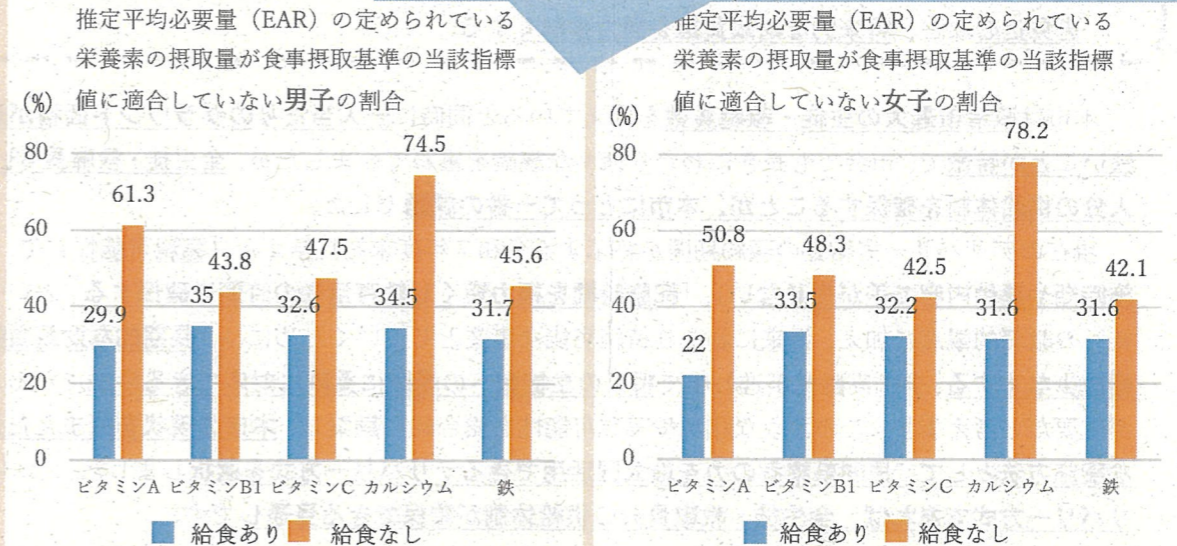
目標値：全員に供給できる体制の確保が完了 (令和7年度末)

【参考データ1】学校給食による栄養摂取の必要性

国の調査によれば、「給食のない日」は「給食のある日」と比較して必要な栄養を摂取できていない割合が高い、という結果もあります。

《参考》「文部科学省の学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議(令和2年12月)」を基に作成

「給食のない日」はカルシウム・鉄などの成長期の生徒に不足しがちな栄養素が摂取できていない割合が高くなっている。



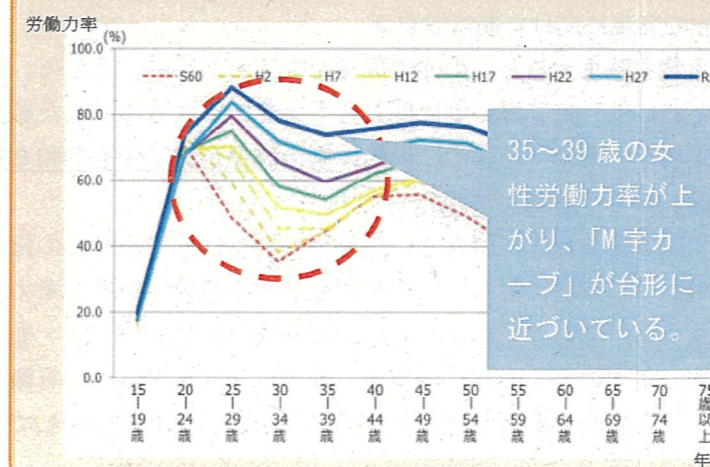
【参考】「文部科学省の学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1405481.htm

【参考データ2】社会状況の変化(共働き世帯の増加)

「令和2年度国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要」によると、M字カーブの底となっている35~39歳の女性の労働力率は73.9%と前回(平成27年)から6.9ポイント上昇しています。また女性の「正規の職員・従業員」の割合が上昇し、共働き家庭の増加も進んでいます。

《参考》令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要(抜粋)

○女性の年齢別労働力率*の推移(昭和60年~令和2年)



*15歳以上人口に占める労働力人口の割合

女性「正規の職員・従業員の割合」
令和2年:48.3%

↑

平成27年:45.3%

最年少の子どもが6歳~14歳における「夫婦とも就業」世帯の割合
令和2年:60.4%

↑

平成27年:56.9%

2 方向性の考え方について

(1) 「選択制」から「原則」への移行 《方向性を実現する目的》

学校給食法では、学校給食は「生徒の心身の健全な発達に資するもの」であり、且つ「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とされています。このような目的を踏まえ、学校給食実施基準では学校給食は「当該学校に在学する全ての生徒に対して実施されるもの」とされています。また、共働き家庭の増加などの社会状況の変化という観点からも、給食の必要性は高まっており、令和4年6月に実施したアンケート結果でも、生徒・保護者ともに「家庭弁当を作ること負担」だと捉えている割合が高いということが、改めて確認することができました。

これまででは、現在の本市の供給体制は40%までとなっており、全員が希望しても対応できない状況がありました。今回の検討により、全生徒・教職員の合計83,000人分の供給体制を確保できる見通しを立てることができたことから、学校給食法の趣旨を踏まえ「中学校給食の利用を原則」とします。

【参考】学校給食法関係法令

○学校給食法(抜粋)

第1条 ~略~学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの~略~

第8条(略)

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

○学校給食実施基準(抜粋)

第1条 学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

(2) 実施方式について 《方向性を実現するための手段》

【実施方式の検討にあたっての検討項目・考え方】

- ① 全生徒・教職員の合計、**約 83,000 人の供給体制を確保**する
- ② 現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する**令和 7 年度末を見据え、実現可能な方式・手法を検討**する
- ③ 新たな給食の開始時期は、**極力全市一律に実施**する
- ④ 公平性・効率性の観点から、**給食の提供内容は、地域毎・学校毎で差が生じないように**する
- ⑤ 将来にわたり持続可能な事業となるよう、**民間事業者の活用や市有地を活用する際は歳入を見込むなど、将来的な財政負担を極力少なく**する

本市は**政令市最大の生徒・教職員数**を抱えていると同時に**一人当たりのグラウンド面積が最も狭いことが特徴**で、市会でも長きにわたり様々な議論を重ねてきましたが、**全生徒・教職員 83,000 人分の供給体制を確保することが、本市にとって一番の課題**でした。

現在のデリバリー型給食の契約期間が終了する令和 7 年度末を見据えた「**実現可能性**」や、「**実施時期や提供内容で差が生じない**」、「**配膳時間を極力短くし教育活動の時間を確保する**」という生徒への教育的観点に加え、将来にわたり持続可能な事業としていくためには、**長期的な財政負担を極力少なくする**、少子高齢化が進む中で**将来の生徒数への増減に柔軟に対応できる手法**であることが重要だと考えます。このような状況や実現可能性を総合的に勘案し、**本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式を選択**しました。なお、**デリバリー方式であれば、全生徒・教職員分の供給体制が確保できる見通し**です。

【令和 8 年度に向けた事業者公募スケジュール（イメージ）】

	現在のデリバリー型給食	令和 8 年度以降の提供に向けた準備	
令和 4 年度		方針決定	
令和 5 年度		事業者公募・決定	
令和 6 年度		工場新設等準備期間（最低 2 年）	
令和 7 年度			契約期間終了
令和 8 年度			新たな契約による給食提供開始

※令和 4 年 12 月に中期計画（原案）の議決を得られた場合の想定

(3) 「原則」の範囲について 《方向性の実現に向けた制度設計》

学校給食法の趣旨や社会状況の変化等を踏まえると、生徒の成長を支えるために、そして、子ども達の将来の食生活を豊かにするためにも、好き嫌い等に関わらず栄養バランスのとれた給食をより多くの生徒に届ける事は市の責務だと考えています。**供給体制の確保が完了する令和 8 年度から、中学校給食の利用を「選択制」から「原則」に移行**します。

一方で、例えば、食物アレルギーで除去食の対応ができない生徒については、家庭弁当の持参を可とするなど、様々な事情を持つ生徒・ご家庭に対しては十分に配慮する必要があると考えています。他都市では、デリバリー方式であってもアレルギー対応の専用調理室において卵・乳のアレルギー対応を行っている事例もありますので、これらの事例を参考にしながら、外部有識者等のご意見や事業者へのサウンディング調査などを通して、対応策について引き続き検討してまいります。

3 「新しい横浜の中学校給食（仮称）」の実現に向けて

(1) 生徒に満足してもらえる給食を目指して

デリバリー方式には他の方式と比べ、「**バラエティに富んだ献立を提供できる**」、「**配膳時間を短くできる**」、「**民間事業者の力を最大限活用することで財政負担を軽減できる**」、「**将来の生徒数の増減にも柔軟に対応できる、持続可能な供給体制を構築できる**」という特徴があります。こうした特徴を最大限生かして、「新しい横浜の中学校給食（仮称）」を実現するための検討・準備を進めます。

「新しい横浜の中学校給食（仮称）」の実現に向けて

おいしく
ワクワク

「**副業の献立改善**」や余ったおかずを活用した「**おかわり**」等による「**一人ひとりに合わせた量の調節**」等、今まで以上に「**楽しい給食時間**」を目指します。※**温かいおかずの提供**については、引き続き検討します。

時間の確保

配膳時間を短くできる特徴を活かし、「**食べる時間の確保**」「**食育の推進**」「**放課後活動の充実**」など、限られた学校での時間を有効活用できるよう、ハード面、ソフト面で**配膳環境の充実**を目指します。

民間活力
の活用

民間事業者の力を最大限活用することで、**財政負担を軽減し、地域での雇用を創出**します。また、**将来の生徒数の増減にも柔軟に対応できる、持続可能な供給体制を構築**します。

(2) 食育の更なる推進

アンケート調査結果では、**中学校給食の意義や食育に関する取組について生徒に十分理解されていない事や、栄養バランスを重要視する生徒ほど、給食の満足度が高い傾向**だということが分かりました。

今後は、地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど生徒の学びにつながる献立の作成に加え、**各学校の実情に合わせて活用が可能な食育の学習教材の作成や、教職員研修の実施など、幅広く食育の推進**を行ってまいります。

また、中学生や教職員だけに留まらず、保護者や市民に向けても、家庭や地域での食育を推進する環境づくりにつながるように、**Instagramをはじめとした SNS や広報誌など様々な媒体を活用して中学校給食の取組や食に関する情報の発信**などを行ってまいります。

4 今後のスケジュールについて

9 月～	(次期中期計画素案へのパブリックコメント)
10 月～	(サウンディング調査 《第 2 回目》) ⇒デリバリー方式での参入意欲、アレルギーへの対応、量の調整、温かい状態での提供に関するアイデア等を確認
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会報告 (次期中期計画原案とあわせて、今後の中学校給食の在り方*を公表) ※方向性を踏まえた目指すべき将来像、実現に向けたロードマップ 等 ・第 4 回市会定例会本会議 (次期中期計画の議決)

教育 DX の中心となる「新たな教育センター」事業予定者の決定について

横浜市では、教育 DX の中心となる「新たな教育センター(「(仮称)スマート教育センター」)」の整備について、令和4年1月から公募型プロポーザル方式により募集を行い、その結果、4者からお問い合わせをいただき、1者から提案書の提出がありました。

この度、「新たな教育センター整備事業に係るプロポーザル評価委員会」において審査を行い、その結果、次のとおり事業予定者を決定しましたので、お知らせします。

今後は、事業予定者と建物整備に向けた協議に着手するとともに、開業に向けて「調査・研究・開発」等の機能について具体的な検討を進めていきます。

なお、今回の整備手法は、事業者が整備する建物に教育センターが入居する建物賃借方式となります。

1 事業予定者

事業予定者	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（東京都千代田区外神田4-14-1）
-------	------------------------------------

2 提案概要

事業 コンセプト	<p>「街の結節点 “Connecting”」</p> <p>街×自然×歴史 <コミュニケーションのプラットフォーム> 多様な人々が集う場所に、新たな交流の場の創出</p> <p>学ぶ×働く×にぎわう <オープンイノベーション> 教育センター、オフィス、商業を集約した複合施設に、様々な目的を持った人々が集うことによる新たな変化の創出</p> <p>快適×安全 <サードプレイス> 職場(学校)を離れ、多様な価値観に出会える場としての、安全かつ居心地の良い空間の整備</p>
整備予定地	横浜市中区山下町196番1の一部(敷地面積:約3,400㎡)
フロア構成	地上9階、地下1階の建物の一部(1~5階)に教育センターが入居 専用エントランス、研究・研修室、企業・大学等との共同研究室、スタジオ、教育相談室、執務室等



イメージパース (外観)



整備予定地

3 新たな教育センターについて

(1) 基本理念

「子どもの新たな学びを創造する『教育デザインラボラトリー』
～産学官と連携し、子どもの教育に関わる様々な人々が集い、互いを刺激し合う
開放的でクリエイティブな教育センター～

(2) 各機能

「調査・研究・開発」を核とした「人材育成」「教育相談」「発表・発信」の4つの機能をベースに、最先端のICTを駆使した「(仮称)スマート教育センター*」として整備します。

具体的には、スタジオを活用したリモート授業の配信、市内約24万人の児童生徒のビッグデータを活用できるデータベースの構築などによる教育DXの推進や、企業・大学等と共同で研究を進めるスペースを整備することで、オープンイノベーションにより教育課題を解決し、横浜の子どもたちに還元していきます。

また、教職員の教材研究・研修環境の充実、児童生徒・保護者の利便性の向上のための教育相談のワンストップ化、作品・成果の発表などにも取り組みます。

※「保育・幼児教育センター(仮称)」(こども青少年局所管)の機能を併設



スタジオを活用した授業配信
(フューチャールーム)



企業・大学等との共同研究
(オープンイノベーションルーム)

4 今後の予定(事業者の提案内容より)

令和4年10月	基本協定の締結、設計協議
令和5年4月～	設計
令和7年4月～	既存建物解体及び新築工事
令和11年4月	開業

部活動の地域移行に関するプロジェクトチームの設置について

教育委員会一般報告資料
令和4年9月16日
教育政策推進課
小中学校企画課

部活動の地域移行を見据えた今後の取組み

➤ 部活動の地域移行に関するプロジェクトチームの立ち上げ（令和4年9月下旬目途）

→趣旨：令和4年3月に発出した「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に向けた考え方について（通知）」と、国の「部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、本市における休日部活動の地域移行に関する実践研究や地域の特性等を念頭に、学校と地域が連携・協働して、子どもたちがそれぞれに適した環境でスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する方策等について検討するため、関係者による「部活動の地域移行に関するプロジェクトチーム」を設置。

委員：教育次長（座長）、教育委員会事務局、市民局スポーツ振興課、文化観光局文化振興課、中学校校長会、中学校体育連盟、PTA連絡協議会、地域運動部活動推進事業実践校、スポーツ協会、競技団体（3団体）、文化芸術団体
※その他の関係局・課、有識者、大学、地域スポーツクラブ等は議題によってヒアリングすることを検討

頻度：2か月に1回程度

➤ 部活動指導員の拡充とパイロット指導員の運用の徹底（令和5年度）

→単独指導・単独引率に加え、顧問に任命することの積極的な働きかけ。

➤ 休日部活動の地域移行の試行実施の拡充（令和5年度）

→民間企業等に委託して実施予定。令和4年8月に実施した学校へのアンケート結果を踏まえ、特定の区・競技で集中的に実施することも検討中。

令和5年度予算編成で今後調整

部活動改革の状況

➤ 横浜市立学校部活動ガイドラインを策定（平成30年度）

➤ 部活動指導員の配置を平成30年度から開始し、令和4年度は145校（約99%）に延べ627名※1を配置するとともに、生徒の活動時間と同等の勤務が可能※2で常態的に顧問に代わり単独で部活動の指導・引率を担うパイロット指導員を制度化・運用※3

※1：145校延べ627名はパイロット指導員（36校48名）を含めた数（令和4年8月1日現在）

※2：パイロット指導員（週11時間）、部活動指導員（週8時間）

※3：パイロット指導員を配置した顧問83名のうち、前年同月比で部活動に係る特勤申請が20時間以上減少した顧問が10名いるなどの効果が見られ始めた（令和4年5月）

➤ スポーツ庁委託事業「地域運動部活動推進事業」を受託。令和3・4年度は3校6部活動で休日部活動の地域移行の実践研究を実施。

➤ 「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に向けた具体的な方策等について（通知）」を令和4年3月に発出し、以下4点の徹底を図る。

①部活動ガイドラインの改定（教員も土日どちらか一日のみの活動）

②大会等により土日どちらも活動した場合における振替取得

③部活動指導員の効果的・効率的な活用

④部活動指導に係る1月あたりの特勤手当の申請時間の上限目安（最大23日かつ33時間）

➤ 市中体連に対し、令和5年度以降の「大会の精選」と「土曜日開催を基本とする大会運営の在り方の検討」を要請。

国における部活動改革の経緯・取組

◆ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

◆ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)

持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位の活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

◆ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月) 抜粋

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

◆ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

◆ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

→ 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(令和4年6月) 概要は次ページ

※「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」(令和4年8月)

運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の概要（1）

運動部活動の
意義と課題

- 意義**
 - 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
 - 参加生徒の状況把握や問題行動の抑制。学校への信頼感、一体感や愛校心の醸成。
- 課題**
 - 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。
<生徒数：昭和61年589万人 → 令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
 - **競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。
<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分 → 平成28年度2時間9分に倍増>
 - 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。
- これまでの対応**
 - 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
 - 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る。
 - 中教審答申（平成31年1月）や給特法の付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）：「部活動を学校単位から**地域単位の取組とする**」旨指摘。

目指す姿

- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にも寄与。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質がある。スポーツを通じて、**自己実現や活力ある社会と絆の強い社会創り**。
- **部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- **地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- **休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**。
※地域移行の目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
- **平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**。
- **地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興**についても、着実に取り組む。
- **地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**。
※様々な事情を抱える学校現場や地域において**運動部活動改革を推進するための「選択肢」**を示し、諸課題を解決していくために「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識。

- 国は「運動部活動の在り方に関するガイドラインの改訂」
- 自治体は「地域移行の推進、計画の策定・実施」
- 国と自治体は「公的な支援の検討・実施」

運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の概要（2）

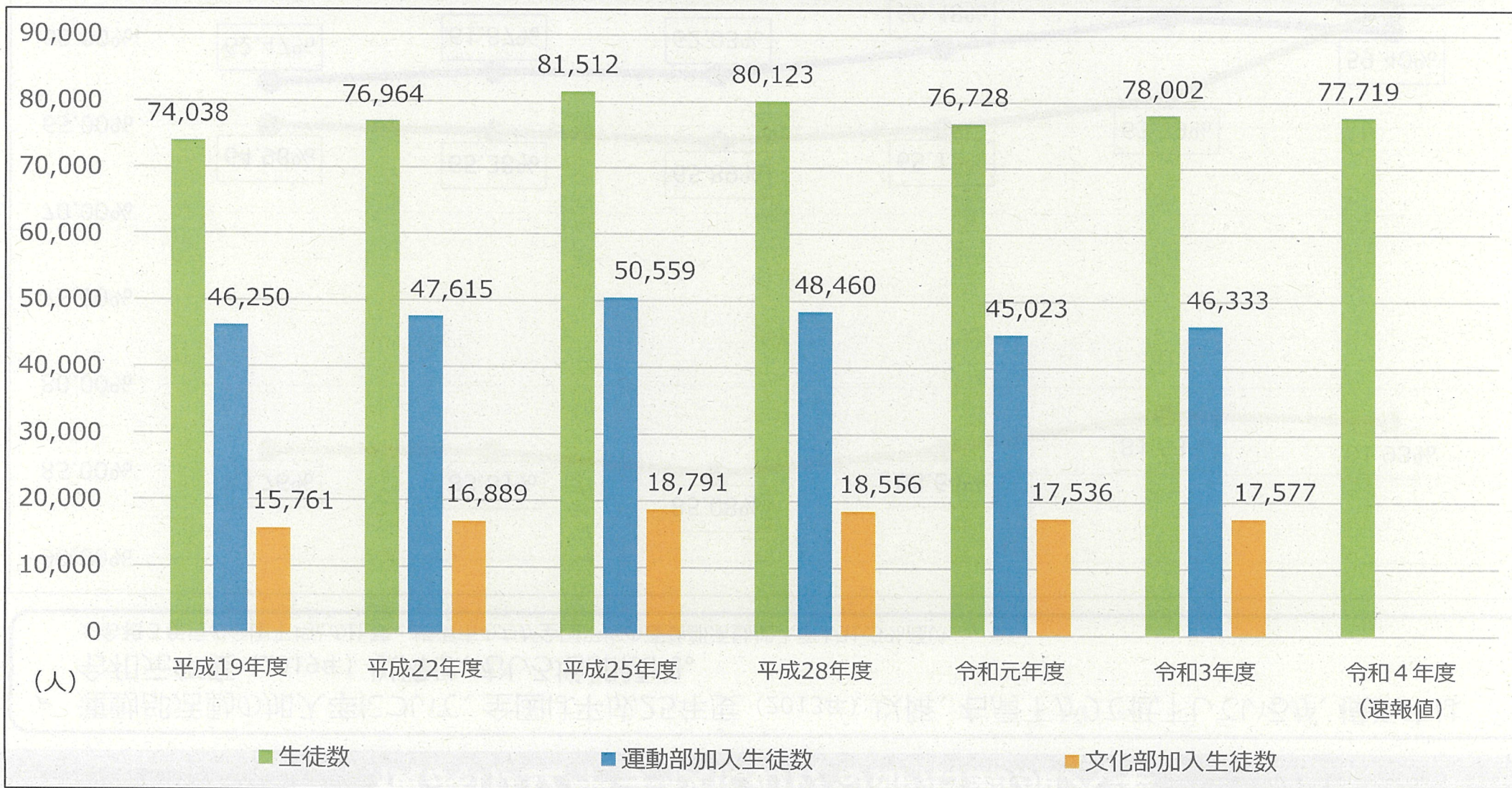
論点		求められる対応
第1章	中学校等の運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日の運動部活動から段階的に地域移行（目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途）
第2章	地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係の組織や団体、多様なスポーツ団体等が実施主体。 ・ 複数の運動種目を経験できる活動やレクリエーション活動など、生徒の状況に適した機会を確保。
第3章	地域におけるスポーツ団体等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。
第4章	スポーツ指導者の質・量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者資格の取得や研修の促進。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ・ 教員の兼職兼業について、国は許可対象となり得る例を周知し、自治体は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
第5章	スポーツ施設の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に学校体育施設を活用。関係者による協議会を設立し、利用ルール等の策定や利用の割り当ての調整を行う。 ・ 放課後や休日の学校体育施設の管理について、施設利用の促進と学校の負担軽減のため、指定管理者制度を活用。
第6章	大会の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度以降、国は地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援。自治体も支援の在り方を見直し。 ・ 国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。 ・ 大会運営は主催者により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
第7章	会費の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の低額での貸与など自治体や国の支援、地元企業の施設利用や用具の寄付等の支援。 ・ ※ 自治体における困窮家庭へのスポーツに係る費用の補助などの取組に関し、国による支援方策も検討。
第8章	保険の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ安全保険が災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
第9章	関連諸制度等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領について、部活動の課題や留意事項等を学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ・ 高校入試について、部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲・能力を、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ・ 教師の採用について、部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考で評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。
第10章	地域移行の過渡期における運動部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行を段階的に進めつつ、現在行われている運動部活動についても、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働等の改革を実施。

横浜市立中学校における生徒数と部活動参加人数

▶ 公立学校※1の生徒数について、平成19年度（2007年）と令和4年度（2022年）を比較※2すると、全国は10%以上減少しているが、横浜市は5%程度増加している。

※1 公立学校には義務教育学校後期課程を含む

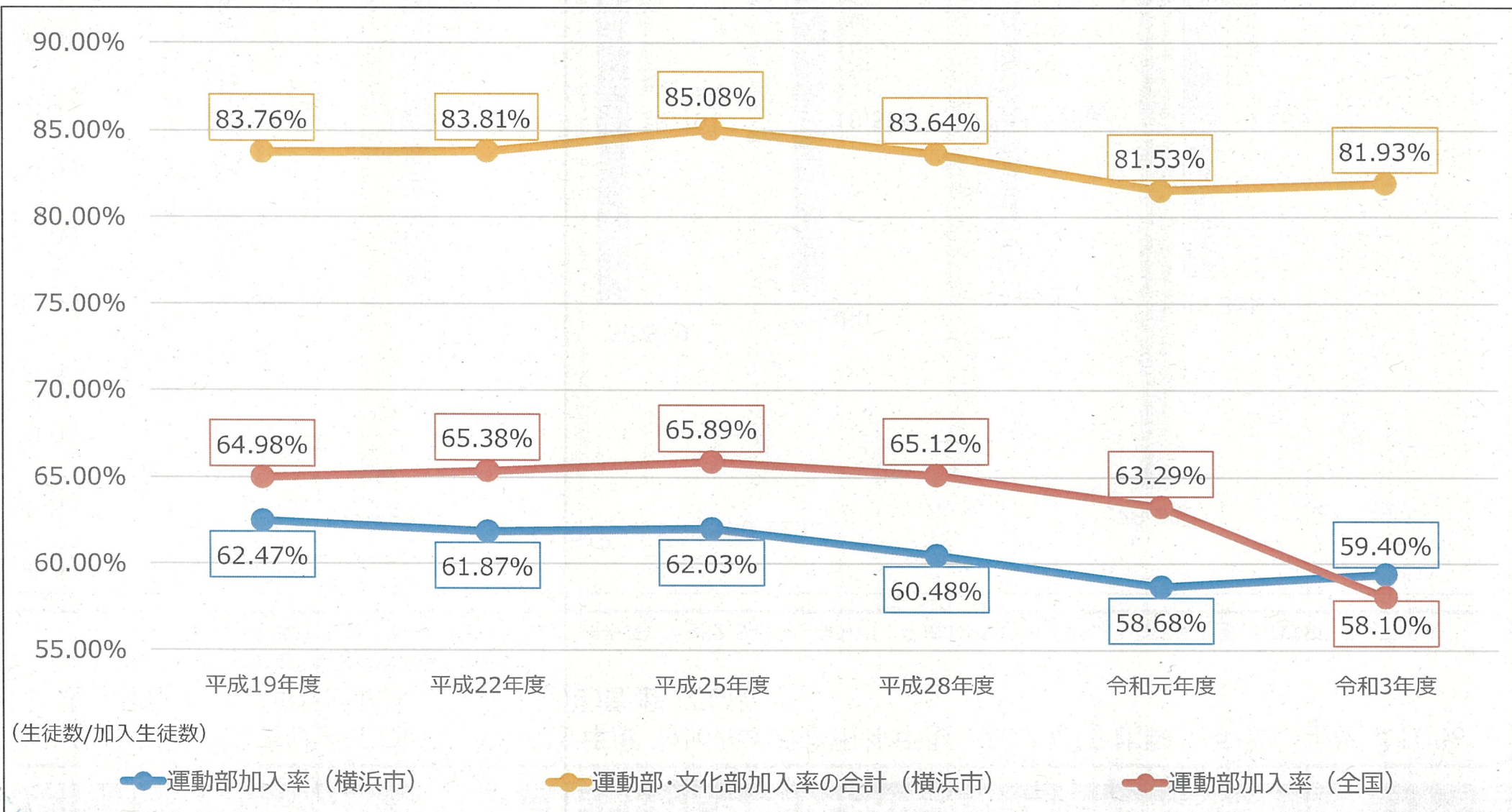
※2 全国：平成19年度3,327,531人、令和4年度（速報値）2,952,547人、横浜市：平成19年度74,038人、令和4年度（速報値）77,719人



横浜市立中学校における部活動加入率

➤ 運動部活動の加入率について、全国は平成25年度（2013年）以降、右肩下がりであるが、横浜市は令和元年度（2019年）以降は、むしろ増加傾向。

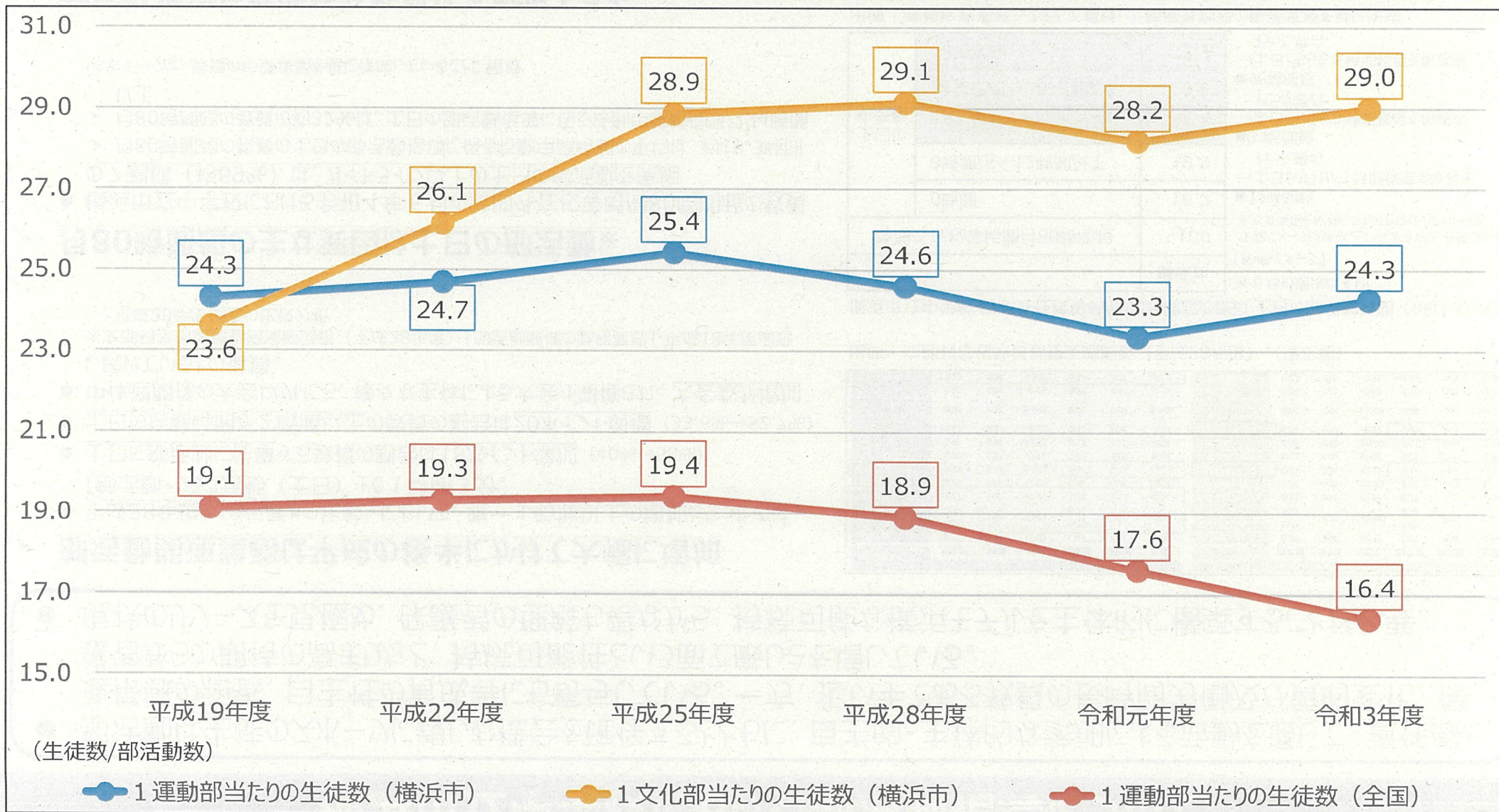
※令和3年度の全国平均との比較：横浜市の方が全国平均の運動部活動加入率より1.3%高い



横浜市立中学校における1部活動当たりの生徒数の平均

- 1 運動部活動当たりの生徒数について、全国は平成25年度（2013年）以降、右肩下がりて低下しており、特に山間地域では団体競技の実施が困難との指摘もあるが、横浜市は増加傾向。

※令和3年度の全国平均との比較：1 運動部活動当たり約8名多く在籍



横浜市立中学校における部活動指導について

- 部活動は生徒のスポーツに親しむ機会を確保するとともに、自主的・主体的な参加による活動を通じて、責任感・連帯感の涵養、自主性の育成等にも寄与している。一方、担い手である教員の長時間労働及び質的变化、保護者からの期待の高まりなど、持続可能性という面で厳しさを増している。
- 現状のリソースを見極め、保護者の理解も得ながら、持続可能な横浜モデルを主体的に構築することが必要。

➤ 部活動関連業務は平成の後半にかけて大幅に増加

- 平成28年度と18年度との比較※において、唯一1時間以上の増加となったのは「部活動・クラブ活動（土日）」で1時間3分。
- 土日に部活動に従事する教員の割合は18ポイント増加（40%→58%）
- 土日の活動時間が2時間以上の教員の割合は20ポイント弱増（33.6%→52.7%）
- 中体連関係の大会以外にも、様々な主体による大会が開催され、大会数が増加し続けているとの指摘。

※文部科学省教員勤務実態調査（平成28年度）「部活動顧問の勤務実態」-平成18年度調査と平成28年度調査の比較分析

➤ 月80時間超の主な要因は土日の部活動※

- 横浜市立中学校における令和4年6月の時間外在校等時間80時間超の教員の7割弱（約69%）は、ガイドライン以上の土日の部活動を実施
 - 月80時間超の教員の土日の部活動指導に係る特勤申請時間の平均は、約19.3時間
 - 月80時間超の教員の約32%は、土日の部活動指導に係る特勤申請時間が月24時間以上

※本データは、教員の申請実績を基に作成していることに留意

➤ 部活動指導に意欲的な教員は6割に上るも、残りの4割は活発に取り組みたいとは回答していない

- 主担当顧問としての意欲について、21%は「指導はできないが見守りたい」、16%は「余り気が進まない」と回答。
- 「休日の運動部活動が地域に移行された場合の意向」※について、女性教員の約6割は「地域人材に任せたい」と回答。（男性教員は約4割）

※令和3年度（公財）日本スポーツ協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」

平日(教諭のみ)	小学校			中学校			土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減		28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
別の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03	別の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15	授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:19			0:21			授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15	授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04	学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13	成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04	生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04	生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07	部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00	児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26	学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10	学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03

出典：文部科学省教員勤務実態調査（平成28年度）（確定値）

横浜市立中学校 時間外在校等時間80時間超の教員 土日の部活動時間（令和4年6月※）

		構成比
時間外在校等時間月80時間超		100
土日の部活動	0時間	10.7
	0時間超～12時間以下	19.9
	12時間超～24時間以下	37.5
	24時間超～48時間以下	29.6
	48時間超～	2.3

※6月の週末は4回

【参考イメージ】

下記イメージは数字上の仮定であり、各教員の働き方の実相を反映したものではないことに留意

- 12時間超
→土日いずれか3時間程度を毎週末行った場合
- 24時間超
→土日どちらも3時間程度を毎週末行った場合
- 48時間超
→土日どちらも6時間程度を毎週末行った場合

出典：教員庶務事務システムで集計した時間外勤務の申請実績を基に作成

【問10-5】運動部顧問(主担当)としての意欲(○は1つ)

主担当顧問としての意欲について、お気持ちに近い方の番号を1つお答えください。

	中学校 運動部主担当					
	(n/%)	全体 n4,421	公立 n4,138	私立 n283		
1. 部員とともに活発に取り組みたい	2,736	61.9	2,562	61.9	174	61.5
2. 指導はできないが見守りたい	917	20.7	849	20.5	68	24.0
3. 余り気が進まない	723	16.4	683	16.5	40	14.1
無回答・無効回答者数	45	1.0	44	1.1	1	0.4

出典：平成29年度運動部活動等に関する実態調査報告書（平成30年3月）

検討内容とスケジュール（案）

回数	日程	検討内容
第1回	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の提言の概要 ● 横浜市立中学校の部活動を取り巻く現状と改革の方向性 ● 地域におけるスポーツ団体等の整備充実 ● 大会の在り方及び精選の検討状況 ● その他 <p><報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ庁委託事業「地域運動部活動推進事業」の実践校の取組み
第2回	11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ指導者の質・量の確保方策 ● スポーツ施設の確保方策 ● 大会の在り方及び精選の検討状況 ● 令和5年度の予算要求の状況 ● その他
第3回	12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1・2回において課題となった事項の整理・検討 ● その他
第4回	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度以降の方向性の認識擦り合わせ ● 令和4年度末にとりまとめ予定の中間まとめ（仮）について ● その他